

Ⅶ そ の 他

40 準 拠 法

この供給条件に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

41 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

